後期高齢者医療保険料のしおり

（大活字版）

この内容は、令和８年４月１日現在におけるものです。

（発行・編集）高知県後期高齢者医療広域連合

１.保険料は大切な財源です

・後期高齢者医療に必要な費用（医療機関等の窓口で支払う自己負担分を除く）のうち、約5割を公費（国・県・市町村）で、約4割を現役世代の医療保険からの支援金で負担しています。残りの約１割を保険料として被保険者の皆さまに納めていただいています。

２.子ども・子育て支援金制度の開始について

・子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当等のこども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるための制度として、創設されました。

・子ども・子育て支援金制度は全世代から支援金を拠出いただき、社会全体で応援する仕組みです。

・これにより、令和8年度から「子ども分（子ども・子育て支援納付金分）」を、従来の保険料（医療分）とあわせて納付いただくことになります。

3.保険料は個人ごと

・後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただいています。

新たに75歳になられた方（65～74歳で一定以上の障害があり、認定を受けた方を含む）は、以前に加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退して、この制度に移行することになります。このため、以前の医療保険と重複した月分の保険料を納めることはありません。

4.令和8年度の保険料率

・保険料額を決定する保険料率（均等割額と所得割率）は、高知県の医療費等をもとにして見直されています。

・また、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、「基礎賦課分（医療分）」とあわせて、「子ども・子育て支援納付金分（子ども分）」を納めていただきます。

・令和8年度の保険料率は次のとおりです。

（1）基礎賦課分（以下「医療分」）

　均等割額　60,400円、所得割率　10.31％、賦課限度額

85万円

（2）子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）

均等割額　1，393円、所得割率　0．24％、賦課限度額　2万1千円

5.保険料の計算方法

・年間の保険料は、医療分と子ども分それぞれで計算が行われ、その合計額が年間の保険料となり、被保険者ごとに決定します。

・「均等割額」は、被保険者全員に等しく負担していただく保険料です。

・「所得割額」は、被保険者の前年中の所得に応じて負担していただく保険料です。

・保険料（年額）＝医療分（均等割額＋所得割額）＋子ども分（均等割額＋所得割額）

（1）医療分（上限85万円、100円未満切り捨て）

均等割額：60，400円、所得割額：保険料のもととなる所得金額　×10．31％

（2）子ども分（上限2万1千円、10円未満切り捨て）

均等割額：1，393円、所得割額：保険料のもととなる所得金額×0．24％

・所得割額の計算方法

保険料のもととなる所得金額（賦課基準額）に各所得割率を掛けたものが所得割額となります。

（1）医療分所得割額＝10．31％（所得割率）×保険料のもととなる所得金額（賦課基準額）

（2）子ども分所得割額＝0．24％（所得割率）×保険料のもととなる所得金額（賦課基準額）

・保険料のもととなる所得金額（賦課基準額）は前年の総所得金額等から計算します。

総所得金額等（公的年金等所得、事業所得等、給与所得、譲渡所得等の合計額）から、基礎控除額43万円を差し引いた「賦課のもととなる所得金額（賦課基準額）」に、所得割率をかけた額を負担していただきます。なお、賦課のもととなる所得金額には、配偶者控除や医療費控除等の税の所得控除、および雑損失の繰越控除は適用されません。

※ 所得金額調整控除は対象になる方のみ。

※ 合計所得金額が2，400万円を超える場合、控除額は段階的に減ります。

6.保険料が軽減される場合があります

（1） 均等割額の軽減

・所得の少ない方は、軽減を判定する所得額【世帯主（被保険者でない場合もあります）とその世帯に属する被保険者の総所得金額等（公的年金等所得、事業所得等、給与所得、譲渡所得等の合計額）】が次のアからウに定める金額以下であれば、医療分及び子ども分の被保険者均等割額がそれぞれの割合で軽減されます。

ア.7割軽減の方（医療分は7.2割）

43万円＋10万円×（給与・年金所得者数－1） 以下

イ.5割軽減の方

43万円＋10万円×（給与・年金所得者数－1）＋31万円×被保険者数 以下

ウ.2割軽減の方

43万円＋10万円×（給与・年金所得者数－1）＋57万円×被保険者数　以下

・給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える方の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

・保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降に新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成により判定されます。

・世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得について未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。

（2）被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・後期高齢者医療に加入する前日に、被用者保険（協会けんぽや共済組合、船員保険等が対象。国民健康保険・国民健康保険組合は対象外。）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が、後期高齢者医療に加入後24ヶ月（2年）の間に限り5割軽減されます。所得割額は期間の定めなく賦課さ

れません。

・ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか軽減割合が大きい方の額が軽減されます。

7.保険料の納付方法

・保険料の納付方法は、年金からの引き落としにより納める「特別徴収」と、納付書や口座振替により納める「普通徴収」の２通りがあります。

・引き落としの対象となる年金が年額18万円以上で、1期あたりの後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超えない場合に特別徴収となります。

・引き落としの対象となる年金は、保険者や種別等により優先順位が定められており、複数の年金を受給している方は、最も優先順位が高い年金のみで特別徴収の可否が判定されます。そのため、受給している年金の総額が18万円以上の場合でも、特別徴収の対象とならない場合があります。

※特別徴収の対象となっていた方であっても、年度途中で保険料額や年金支給額の変更などがあった場合には、特別徴収が

中止され、普通徴収となる場合があります。

（１）特別徴収（年金からの引き落とし）

・年６回の年金の支給月に、保険料が年金から引き落としされます。手続きの必要はありません。また、徴収時期により仮徴収と本徴収があります。

ア.仮徴収（４月、６月、８月）

前年中の所得額が確定していないため、前々年中の所得額をもとに仮に算定された金額を、３回に分けて納付。

イ.本徴収（１０月、１２月、２月）

今年度に確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を、３回に分けて納付。

※資格の取得日によって特別徴収の開始時期が異なります。そのため、特別徴収が開始されるまでは、普通徴収で保険料を納めていただくことになります。

（２）普通徴収

ア.納付書での納付

・お住まいの市町村から送られてくる納付書で、期日までに金融機関等を通じて納めていただきます。

イ.口座振替での納付（納め忘れのない口座振替が便利です）

・ご指定の金融機関の口座から引き落としされます。

・口座振替の手続きについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

◎納付方法を年金からの引き落としから口座振替に変更できます。

・現在、年金からの引き落としで保険料を納めていただいている方、新たに年金からの引き落としによるお支払いとなる方は、申請により金融機関の口座からの振替に変更することができます。

・これまでの保険料の納付状況から、変更が認められない場合があります。

・口座振替は、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者など、どなたの口座からでも可能です。

◎社会保険料控除の適用（所得税の確定申告などの時）

・特別徴収の場合、被保険者本人の社会保険料控除に適用されます。

・普通徴収（納付書や口座振替）の場合、実際に納付いただいた方の社会保険料控除（被保険者と生計を一にする配偶者そ

の他親族に限る）に適用されます。

8.保険料の納付のご相談について

・保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へご相談ください。

9.保険料の減免制度

・火災や自然災害等の被災や、長期入院・疾病・失業等で収入が著しく減少するなど特別の事情により保険料の納付が困難となった際には、お住まいの市町村窓口へ申請することにより、保険料が減免されることがあります。減免される保険料は、医療分と子ども分それぞれが対象となります。

10.保険料の納付を忘れずに

・保険料を期日までに納めないと、督促状が送付され、延滞金が加算される場合があります。

また相談なく納付がない状態が続くと、滞納処分（財産の差し押さえ等）を行うことがあります。

１１.年度途中で資格を取得・喪失した場合は

（１）７５歳到達、県外からの転入などにより資格を取得したとき

・保険料は、資格を取得した日の属する月から年度末までの月数に応じて、月割りで計算されます。

・後期高齢者医療保険加入前の保険と重複した月分の保険料を納めていただくことはありません。

（例１）７月２０日に７５歳の誕生日を迎えた方

・７月から３月までの９ヶ月間の保険料が発生します。（年間の保険料の１２分の９の額を納めます）

（２）県外への転出などにより資格を喪失したとき

・保険料は、４月から資格を喪失した日の属する月の前月までの月数に応じて、月割りで計算されます。その際、納め過ぎとなっている場合は、あとでお返しします。

（例２）１２月２３日に県外に転出をした方

・４月から１１月までの８ヶ月間の保険料が発生します。（年間の保険料の１２分の８の額を納めます）

12.よくある質問

Q. 県内（広域連合内）で転居した場合、その年の保険料はどうなりますか？

A. 県内で転居した場合は、1 年間の保険料額は変わりません。

- **ただし、保険料の納付先の市町村が変更になり、市町村ごとに納期限が異なります。**
- **転出した市町村では、転居月の前月まで月割りで計算した保険料を納付します（多く納めている場合には払い戻しされ、不足している場合は不足分を納付します）。**
- **転入した市町村では、転居月から月割りで計算した保険料を納付することになります。**

Q. 今まで国民健康保険では口座振替（もしくは年金からの天引き）でしたが、納付方法を引き継げますか？

A. 制度が違うため、納付方法の引き継ぎは行われません。

- **引き続き口座振替を希望される場合は、お住まいの市町村で改めて手続きをする必要があります。**
- **年金からの天引き（特別徴収）の条件に該当する方については、加入後一定の期間経過後、自動的に切り替わります。**

Q. 保険料は一括で支払うことはできますか？

A. お支払い可能です。ただし、市町村によって納付書の取り扱いが異なる場合がありますので、お住まいの市町村でご確認ください。（二重納付にはご注意ください。）

Q. 去年より保険料（子ども分を除く）が上がっているのはなぜですか？

A1. 昨年度 75 歳になられた場合

・昨年度中に 75 歳となり後期高齢者となった方は、昨年度は保険料が 1 年分かかっていませんでした（10 月生まれの場合、6 か月分の保険料）が、今年度は 1 年間分の保険料となります。

A2. 収入の増加があった方

・保険料はご自身の所得を基に計算する部分があり（所得割額）、確定申告や収入状況に応じて所得に変化があった場合、保険料も変動します。

Q. 後期高齢者医療に加入したのに、国民健康保険の納付書が届きました。後期高齢者医療と二重に請求されていませんか？

A. 世帯内にまだ 75 歳となっていない家族の方はいませんか？

・国民健康保険は世帯主が加入者でなくても、家族に加入者がいる場合、世帯主に通知が届きます。ただし、国民健康保険の計算は加入者のみで計算しています。

Q. 同じ世帯で家族（配偶者など）と自分の保険料が異なっているのはどうしてですか？

A. 保険料は世帯の所得とご自身の所得で計算されています。

・ご家族（被保険者）と、ご自身の所得額が違う場合、保険料は異なります。

Q. 私は 72 歳で、夫の会社の健康保険の被扶養者です。夫が 75 歳になり、後期高齢者医療に加入しますが、私の健康保険はどうなりますか？

A. 被扶養者の方（後期高齢者の方を除く）は、被保険者本人の夫と同じく健康保険の資格を喪失します。このため、市町村の国民健康保険に加入するか、他のご家族の健康保険等の被扶養者になる必要があります。

13.保険料算定例

・年金収入に応じた保険料年額の算定例になります。

（1）被保険者が 2 人の世帯

年金収入額	夫 153万円	168万円
年金収入額	妻 84万円	84万円
保険料（医療分のみ）	夫 16,900 円	32,300 円
保険料（医療分のみ）	妻 16,900 円	16,900 円
保険料（子ども分のみ）	夫 410円	770円
保険料（子ども分のみ）	妻 410円	410円
保険料年額（医療分+子ども分）	夫 17,310 円	33,070 円
保険料年額（医療分+子ども分）	妻 17,310 円	17,310 円

（2）被保険者が 1 人の世帯（年金収入のみ）

年金収入額	153万円	168万円
保険料（医療分のみ）	16,900 円	32,300 円
保険料（子ども分のみ）	410円	770円
保険料年額（医療分+子ども分）	17,310円	33,070円

230万円	282万円	330万円
84万円	84 万円	84万円
109,500 円	181,300 円	242,800 円
30,200 円	48,300 円	60,400 円
2,540 円	4,210 円	5,640 円
690 円	1, 110円	1,390 円
112,040 円	185,510 円	248,440 円
30,890 円	49,410 円	61,790 円

199万円	225万円	258万円
77,600 円	122,500 円	168,600 円
1,800 円	2,840 円	3,910 円
79, 400円	125, 340円	172,510 円

14.保険料計算例

・後期高齢者医療の被保険者が2人の世帯で、夫（世帯主）の収入が厚生年金170万円と給与収入150万円で、妻の収入が厚生年金135万円と給与収入85万円の場合、保険料の計算過程は次のとおりです。

（1）被保険者均等割額（医療分）

ア.夫の年金収入170万円の所得額は、170万円から公的年金等控除110万円を差し引いて、60万円。

イ.軽減判定には更に公的年金等特別控除15万円を差し引いて、45万円。

ウ.夫の給与収入150万円の所得額は、150万円から給与所得控除65万円を差し引いて85万円。

エ.夫分の軽減を判定する所得は、イとウを合計して130万円。

オ.妻の年金収入135万円の所得額は、135万円から公的年金等控除110万円を差し引いて、25万円。

カ.軽減判定には更に公的年金等特別控除15万円を差し引いて、10万円。

キ.妻の給与収入85万円の所得額は、85万円から給与所得控除65万円を差し引いて、20万円。

ク.妻分の軽減を判定する所得は、カとキを合計して30万円。

ケ.軽減判定所得はエの夫分130万円と、クの妻分30万円を合計した160万円となり、2割軽減判定所得の167万円以下となるため、均等割額は、60,400円×8割＝48,320円となります。

（2）夫の所得割額（医療分）

・賦課のもととなる所得金額は、（1）アの年金所得60万円と（1）ウの給与所得85万円を合計した145万円から基礎控除43万円を差し引いて、102万円。

・102万円×10.31％（所得割率）＝105,162円

（3）妻の所得割額（医療分）

・賦課のもととなる所得金額は、（1）オの年金所得25万円と、（1）キの給与所得20万円を合計した45万円から基礎控除43万円を差し引いて、2万円。

・2万円×10.31％（所得割率）＝2,062円

（4）被保険者均等割額（子ども分）

・医療分と同様に、2割軽減判定所得の167万円以下となるため、均等割額は、1，393円×8割＝1，114円となります。

（5）夫の所得割額（子ども分）

・賦課のもととなる所得金額は、（2）と同じ102万円。

・102万円×0．24％（所得割率）＝2，448円

（6）妻の所得割額（子ども分）

・賦課のもととなる所得金額は、（3）と同じ2万円。

・2万円×0．24％（所得割率）＝48円

（7）保険料（年額）

・夫の保険料年額は、医療分が（1）48，320円＋（2）105，162円で153，400円（100円未満切り捨て）。子ども分が（4）1，114円＋（5）2，448円で3，560円（10円未満切り捨て）となり、合計156，960円が保険料年額となります。

・妻は、医療分が（1）48，320円＋（3）2，062円で50，300円（100円未満切り捨て）。子ども分が（4）1，114円＋（6）48円で1，160円（10円未満切り捨て）となり、合計51，460円が保険料年額となります。

15.お問い合わせ先

・保険料額の決定、計算方法についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

高知県後期高齢者医療広域連合

電話 088−821−4526

住所 高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階

・保険料の納付方法についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口

高知市役所	088−823−9380
室戸市役所	0887−22−5133
安芸市役所	0887−35−1002
香美市役所	0887−53−3115
香南市役所	0887−57−8506
南国市役所	088−880−6556

土佐市役所	088−852−7636
須崎市役所	0889−42−1355
四万十市役所	0880−34−1114
宿毛市役所	0880−62−1233
土佐清水市役所	0880−82−1108
東洋町役場	0887−29−3394
奈半利町役場	0887−38−8181
田野町役場	0887−38−2812
安田町役場	0887−38−6712
北川村役場	0887−32−1214
馬路村役場	0887−44−2112
芸西村役場	0887−33−2112
本山町役場	0887−76−2115
大豊町役場	0887−72−0450
土佐町役場	0887−82−1110
大川村役場	0887−84−2211
いの町役場	088−893−1117
仁淀川町役場	0889−35−1088

日高村役場	0889−24−5001
越知町役場	0889−26−1115
佐川町役場	0889−22−7706
中土佐町役場	0889−52−2213
津野町役場	0889−55−2314
梼原町役場	0889−65−1170
四万十町役場	0880−22−3117
黒潮町役場	0880−43−2800
三原村役場	0880−46−2111
大月町役場	0880−73−1112